

9月19日(金)
(第3日)

令和7年第3回高森町議会定例会（第3号）

令和7年9月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

日程第 1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第 2 特別委員長報告について

日程第 3 議員派遣の件について

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	白石 豊和 君	2番	武田 栄喜 君
3番	児玉 幸之助 君	4番	佐藤 武文 君
5番	甲斐 節男 君	6番	後藤 巖 君
7番	牛嶋 津世志 君	8番	後藤 三治 君
9番	本田 生一 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 雅広 君	会 計 課 長	今村 親助 君
税 務 課 長	眞原 友紀 君	農林政策課長	芹口 孝直 君
健康推進課長	津留 大輔 君	住民福祉課長	石田 昌司 君
政策推進課長兼TPC事務局長	住吉 勝徳 君		
教育委員会事務局長	村上 純一 君	建 設 課 長	土井谷 顕 君
総 務 係 長	本川 宰 君	財 政 係 長	児玉 明 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

-----○-----

議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、生活環境課、二子石誠君からは、欠席届が出ておりますので御報告いたします。

お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

議長（牛嶋津世志君）日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

議案第45号、高森町債権管理条例の制定について、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、各常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果についてを一括して報告を求めます。総務文教常任委員長、後藤巖君。総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件は、議案第45号、高森町債権管理条例の制定について、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算についての条例2件、予算1件及び閉会中の継続調査についてを審議しました。

本定例会中の9月16日、総務文教常任委員会を午前10時より、第3・4委員会室にて委員会を開催し、委員全員出席の下、教育委員会事務局、税務課、総務課、政策推進課及びTPC事務局の順にて、所管各課は課長をはじめ課長補佐、係長、教育委員会事務局は教育長、事務局長、審議員、事務局次長、係長より説明を受けました。

まず、議案第45号、高森町債権管理条例の制定についてです。本条例は、税や

料、私債権など管理及び事務の処理に必要なルールを定めることで、事務の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営をする目的で上程されました。

町が管理する債権は、税務課だけの問題ではなく、全庁、全課に関わることであり、全職員に対し債権に対する認識を高めていただきたいと意見が出ております。税や料の債権を管理する性質上、税務課からの上程とはなっておりますが、全職員が債権の意識向上に取り組み、総務課とも協議をして強く進めてもらうよう意見が出ております。

以上、慎重なる審議をした結果、議案第45号、高森町債権管理条例の制定については、可と決しました。

次に、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正についてです。国の高等学校教育無償化により、条文中の「高等学校」の文言を削る改正です。協議の中で、現在、該当する生徒数は何名いるのか。現状の協議はどうなっているのかと質疑があり、現在、該当者数は19名、そのうち15名の保護者、生徒には概略は話をしているとのこと。高校2年生の4名については、これから協議を開始するということでした。この全該当者とは面談にて交付決定時に貸付条件、返済計画書の提出、免除の規定を説明するとともに、国の施策に変更があった場合は変更にあらずと説明を行っていることと答弁を受けております。ただ、これからは物価高騰の影響を受ける可能性も大であり、該当世帯との協議の中で事業を今後進めていってほしいと意見が出ております。

以上、審議をした結果、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正については、可と決しました。

次に、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてです。本補正額は、歳入歳出予算それぞれ13億2,132万9,000円を追加し、総額が94億3,693万5,000円とするものです。

増額の主なものとして、ふるさと応援寄附金が12億円計上されております。

まず、歳入から説明します。まず、歳入ですが、(仮称)生活支援米緊急支援事業の報告がありました。単身高齢者対象者637件中、受け取りが619件、子育て世代対象者340件中、受け取りが306件あったことが報告に上がっております。残りの分につきましては、学校給食のほうへ配給したという説明を受けました。当初は、販売も視野に入れておりましたが、全額無償支援事業としましたので、歳入予算より120万円の減額となっております。

続いて、歳出ですが、予算書のページ順に報告をいたします。

未来の高森町応援補助事業ですが、これまで同様、応援補助金がありましたが、以前交付を受けた事業所も受けれるのかと質疑があり、前回の申請と違う新商品を

開発するならば可とするという答弁がありました。条件に、新たに創出した地場産品を本町にふるさと納税の返礼品に登録するものとしており、前回の分も含めどれだけ寄与したか検証を望むという意見が出ております。

イメージウエア導入設定委託料については、職員がPDFファイルの編集や共有、一元管理をするためソフトを導入するという説明を受けました。共用ソフトを使い編集や共有するのは大事だが、使う人間のレベルが一定していないと意味がなくなる点の指摘があり、担当係からは、随時研修をしていると報告がありました。

高森駅にぎわい創出オーバーツーリズム解消事業では、まず、8月末までの実績報告があり、実働53日に対し、乗客が4,148人、1日平均約78人を乗せて稼働していると報告を受けております。このたびの補正で追加で3台の導入であり、まず、この3台導入の理由として、一つ目に、現コースでの2台運行、二つ目に、新たなコースの策定により必要であると説明を受けております。高森駅からの二次交通の重要性、町内散策、PRの可能性など、目的は理解できます。今後、地元と観光客の交流アイテムになり得るのか、買い物支援など近隣の住民の足として使えるのか、各方面のイベントでの貸出対応ができるのかと、その後の導入後の動きについては注視していきたいと思っております。

また、安全管理の徹底を委託事業者へ伝えるよう、要望を出しました。

続いて、ふるさと応援多目的大型モニター購入費についてです。当初は2台の設置予定とし算定し、ローソン前と役場前に1台ずつ、約3,000万円とし、基本は災害時や有事の際にあらゆる事態に備えること、平時は高森町への海外者も含む来訪者への情報発信をしていくと報告を受けました。議会初日に町長の議案上程説明、また、議会側からの質疑等で、2台に限らず3台設置を高森町内に限らず町外など案が出ており、さらに議論を深めてほしいという意見が出され、その進捗を閉会中の常任委員会へ報告を求めております。最終的には、備品購入時に議会に諮る必要性があり、その時点までに報告を受けるということをもって予算を可としております。

また、運用につきましたですが、その後ですが、町内情報をどこが集約するのか。動画コンテンツ中心になるのか、静止画が中心になるのか。そのコンテンツ作成は委託をするのか、庁舎内で行うのかなど運営面、そして、ランニングコスト面など、まだに詰める作業も残っており、委員会としてこの点についても注視していきたいと考えております。

教育委員会事務局費修繕料ですが、特にスクールバスの修繕費が増えてます。生徒さんには大事な通学手段であり、致し方ない費用ではありますが、当初予算で90万円、6月補正で200万円、今回の補正で150万円と、全てがスクールバス

ではないんですが、今後検討を要すと、局、そして委員会で共有をしております。

最後に、所管課が事業上程をしますが、完成後は所管替えが発生する事例が増えてきています。今回の大型モニターの事業や多目的広場は防災目的があるとのことで、総務課からの当初上程にはなっておりますが、例えば、9月補正に上がっている多目的広場の整備材料代は教育委員会事務局から計上されてます。責任の所在と、そこまでは言いませんが、当初の目的や財源理由も共有した上で、今後の管理運営も考えていただきたいと思います。

このように事案を審議し、質疑、討論を経て、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、可とするべきものと決しました。

また、所管事務の閉会中の継続調査については、議席に配付した申し出のとおり決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

議長（牛嶋津世志君）産業厚生常任委員長、後藤三治君。

産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についての議案5件と閉会中の継続調査についてであります。

9月16日午前10時から、第1・2委員会室において、委員全員出席の下、住民福祉課、健康推進課、農林政策課、建設課、生活環境課の順に、また、9月17日、生活環境課の順に、担当課長、課長補佐、係長の出席を求め、詳細な説明を受け慎重に審議いたしました。

まず、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、住民福祉課関係で、高齢者温泉施設入浴料助成事業について説明を受け、委員からは、対象施設と十分な協議を行い、統一した入浴助成券等を検討されるよう申入れを行いました。

また、子ども食堂運営支援補助金について、現在、町内で4件の子ども食堂が事業を展開されておりますが、新たに1社が参入したいとの申し出があり、助成を行うとのことであります。委員からは、児童生徒も減少している中、これから先の事業助成については、十分な検討を要望いたしました。

健康推進課関係では、健康測定機材の備品購入費や各特別会計への繰出金を行うとの説明を受けました。

農林政策課関係では、園芸施設有効活用緊急支援事業補助金、いわゆる単県補助を受け、1件の農家が中古ハウスの設置を行ったとの説明を受けました。委員からは、事業の周知の方法や事業対象者の増加を図りたいとの意見が出されました。

建設課関係では、町道掛干線の登記代や用地取得の増額補正につき説明を受けました。

生活環境課関係では、奥阿蘇物産館へのエアコン設置について、当初、総合センターのエアコンを移設予定となっておりましたが、計画の変更により新規のエアコン設置を行うとの説明を受け、委員からは、総合センター前の仮設建物内のエアコンは移設できないのかとの意見が出され、慎重に審議した結果、委員全員異議なく可とすることに決しました。

議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、歳入で7月の本算定に伴う保険税の増や、令和6年度からの繰越額調整を行い、歳出では、医療費給付費分県納付金や後期高齢者支援金等分県納付金に充てるとの説明を受け、委員全員異議なく可とすることに決しました。

議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、令和6年度の繰越金の増で、負担金補助及び交付金に充て、残りは予備費とするとの説明を受け、委員全員異議なく可とすることに決しました。

議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算については、歳入で介護給付準備基金繰入金金の減額や令和6年度からの繰越金を計上し、歳出では、介護給付費等交付金過年度分返還金、国、県、町への返還金とする説明を受け、委員全員異議なく可とすることに決しました。

議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、令和6年度の繰越金減額により、基金への積立も減額したとの説明を受け、委員全員異議なく可とすることに決しました。

最後に、付託案件ではございませんが、本定例会初日の認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についての結びで代表監査委員から報告されました国保着服に係る弁済金の対応について、担当課を所管する委員会としては、昨年の11月から協議を重ねてきたところであります。今回、議案第45号、高森町債権管理条例が制定された後には、委員会枠を超え、議員全員で対応することを強く望みます。

閉会中の継続調査については、お手元に配付したとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。
議長（牛嶋津世志君）各常任委員長の報告が終わりましたので、議案第45号、高森町債権管理条例の制定について、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。各委員長の報告どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、議案第45号、高森町債権管理条例の制定について、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、各委員長の報告どおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第2 特別委員長報告について

議長（牛嶋津世志君）日程第2、特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長、後藤巖君。

議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を9月17日午前10時半より、第3・第4委員会室にて開催しました。

議題として、議会広報「絆」第98号の作成スケジュール、掲載内容、ページ割、担当割、議会座談会の日程等を協議しました。

制作スケジュールとしては、10月9日、16日、21日に委員会開催を予定しております。

また、本定例会に質問された議員2名及び両常任委員長は、原稿を9月29日までに事務局へお寄せいただくようお願いいたします。

その他、議会と語ろう会を高森高校で7月に開催、その様子をこのたびの紙面で報告いたします。

町民の皆様の手にお取りいただくため、町民からのQ & A、表紙写真の投稿をお待ちいたしております。詳細は議会事務局のほうへお尋ねください。

議会広報「絆」第98号は、11月4日に発送を予定しております。

以上で、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

議長（牛嶋津世志君）水資源対策特別委員長、本田生一君。

水資源対策特別委員長（本田生一君）おはようございます。9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

9月17日水曜日午前10時より、場所、第3・4委員会室におきまして、委員全員出席の下、担当課の生活環境課より、課長及び係長2名の出席を求め、委員会を開催をいたしております。

議題といたしましては、一つ目に、令和7年度第1回高森町水資源対策検討委員会の報告、二つ目に、その他ということで開催をいたしております。

担当課のほうから、7月31日に開かれました令和7年度第1回高森町水資源対策検討委員会についての報告を受けております。委員長に熊本県立大学総合管理学部の上拂教授を選任し、事務局から水道事業の経営状況、水道料金の補償状況等を説明した後で、委員の方々から様々な御意見をいただいたところであります。

次回につきましては、第1回目の御意見を基に作成した資料を提示し、今後検討していく論点を整理するとのことでした。

また、その他といたしまして、各地域で発生しております水道トラブル等について質問がなされ、担当課のほうから現状や今後の対策について説明を受けております。

以上、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

議長（牛嶋津世志君）以上で、特別委員長の報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第3 議員派遣の件について

議長（牛嶋津世志君）日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易表決といたします。議員派遣については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思っております。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに決定したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

議長（牛嶋津世志君）日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

この採決は簡易表決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり閉会中の継続調査とすると申し出がっておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

- - - - - ○ - - - - -

議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

一言御挨拶させていただきます。

まずもって、故沼田副町長に本会議が無事済ましたということを報告をいたしたいと思います。

また、最近、令和の米騒動がなかなか落ち着きません。阿蘇郡内7市町村内においても何かとまだ火種がくすぶっておるような状況が続いていると思われま。高森町においては、再三、執行部のほうには申し上げておりますが、そういうことがないように、慎重にされていきますようお願いをいま一度しておきたいと思っております。

来年度になったら、また高森町を追随するような返礼品問題が出てくるかと思っております。今年度は12億円補正をいたしました。ほかの町村もまた米騒動のあおりを受けていろいろ計画をされているふうに聞いておりますので、高森町としては少し打撃があるかと思っておりますので、また新しい返礼品の開発等にも期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思っておりますので、執行部の担当課のほうはよろしくお願いをしたいと思っております。

また、議会のほうも何かと町内で新しい開発品等がございましたら、また新しい商品等の開発等も議会のほうでもいろいろ後押しをしていただきたいと思いますと思っております。

以上で、挨拶とさせていただきます。

会議を閉じます。令和7年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午前10時33分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員